

令和2年5月25日

学童保育クラブ事業者及び保護者 各位

海老名市教育委員会
学び支援課長

緊急事態宣言解除後における学童保育クラブの開設について（通知）

日頃より、海老名市児童健全育成対策事業に対しましては、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、5月25日に神奈川県緊急事態宣言が解除されたことを受け、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について」（令和2年5月14日付厚生労働省事務連絡）に基づき、学童保育クラブは感染の予防に留意した上で、原則引き続き開所していただくようお願いすることとなっております。

また海老名市教育委員会では、緊急事態宣言の解除により、小学校を6月1日から6月12日まで分散登校とし、この間学校の居場所づくり事業を併せて実施いたします。

なお、各学童保育クラブにおいて新型コロナウイルス感染症の拡大への懸念や予防の観点から利用自粛を呼びかける場合につきましては、緊急事態宣言解除後についても引き続き利用自粛の要請をすることは妨げることはいたしませんので、各地区の状況に応じてご対応をお願いいたします。

学童保育クラブの皆様、利用者の保護者の皆様におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止へのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

【事務担当】

学び支援係

TEL 046-235-4926(直通)